

別添 2

平成 30 年 ( ㉟ ) 第 75 号 伊方原発稼働差止仮処分命令申立事件 ( 第二次 )

債権者 [REDACTED] 外 3 名

債務者 四国電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

( 申立書関係一 号証番号修正版 )

平成 30 年 5 月 18 日

広島地方裁判所 民事第四部 御中

債権者ら代理人 弁護士 胡 田 敢

同 弁護士 河 合 弘 之

同 弁護士 甫 守 一 樹

以下の証拠はすべて写しである。

号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	修正前 号証等
甲 H 1 の 1	決定要旨	2017 年 (平成 29 年) 3 月 3 0 日	広島地方 裁判所 民 事第 4 部	広島地裁決定の概要	甲 1 の 1
甲 H 1 の 2	決定書	同上	同上	広島地裁決定の詳細	甲 1 の 2
甲 H 2 の 1	決定要旨	2017 年 (平成 29 年) 12 月 13 日	広島高等 裁判所 第 2 部	広島高裁決定の概要	甲 2 の 1
甲 H 2 の 2	決定書	同上	同上	広島高裁決定の詳細	甲 2 の 2
甲 H 3 の 1	第 1 回口頭弁論調書 (平成 28 年 (ワ) 第 289	平成 28 年 6 月 13 日	広島地方 裁判所 民	本案訴訟において判決の 目処が未だ立っていないこ	甲 3 の 1

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	修正前 号証等
	号)		事第2部 裁 判 所 書 記 官 水 戸陽子	と	
甲H 3の2	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289 号)	同上	同上	同上	甲3の 2
甲H 4の1	第2回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289 号)	平成28年 8月22日	裁 判 所 書 記 官 水 戸陽子	本案訴訟において判決の 目処が未だ立っていないこ と	甲4の 1
甲H 4の2	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289 号)	同上	同上	同上	甲4の 2
甲H 5の1	第3回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289 号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902 号(第2事件))	平成28年 11月30 日	裁 判 所 書 記 官 水 戸陽子	本案訴訟において判決の 目処が未だ立っていないこ と	甲5の 1
甲H 5の2	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289 号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902 号(第2事件))	同上	同上	同上	甲5の 2
甲H 6の1	第4回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289 号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902 号(第2事件))	平成29年 2月6日	裁 判 所 書 記 官 水 戸陽子	本案訴訟において判決の 目処が未だ立っていないこ と	甲6の 1
甲H 6の2	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289 号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902 号(第2事件))	同上	同上	同上	甲6の 2
甲H	進行協議期日調書	平成29年	裁 判 所 書	本案訴訟において判決の	甲7の

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	修正前 号証等
7の1	(平成28年(ワ)第289号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902号(第2事件))	4月19日	記 官 水 戸陽子	目処が未だ立っていないこと	1
甲H 7の2	第5回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902号(第2事件))	同上	同上	同上	甲7の 2
甲H 8	決定書	平成29年 6月21日	広島地方 裁判所民 事第2部	本案訴訟における第1事件と第2事件の口頭弁論が分離されたこと	甲8
甲H 9の1	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号)	平成29年 7月5日	裁判所書 記 官 水 戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと	甲9の 1
甲H 9の2	第6回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号)	同上	同上	同上	甲9の 2
甲H 10の1	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号)	平成29年 9月13日	裁判所書 記 官 水 戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと	甲10 の1
甲H 10の2	第7回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号)	同上	同上	同上	甲10 の2
甲H 11の1	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号)	平成29年 11月8日	裁判所書 記 官 水 戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと	甲11 の1
甲H 11の2	第8回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号)	同上	同上	同上	甲11 の2
甲H 12の1	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号)	平成30年 1月31日	裁判所書 記 官 水 戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと	甲12 の1
甲H	第9回口頭弁論調書	同上	同上	同上	甲12

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	修正前 号証等
12の2	(平成28年(ワ)第289号(第1事件)) (平成29年(ワ)第1281号(第4事件))				の2
甲H 13の1	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902号(第2事件)) (平成29年(ワ)第1281号(第4事件))	平成30年 3月26日	裁判所書記官 水戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと と 本案訴訟における第1事件と第2事件の口頭弁論が併合されたこと	甲13 の1
甲H 13の2	第10回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902号(第2事件)) (平成29年(ワ)第447号(第3事件)) (平成29年(ワ)第1281号(第4事件))	同上	同上	同上	甲13 の2
甲H 14	第1回口頭弁論調書 (平成29年(ワ)第447号)	平成30年 3月26日	裁判所書記官 水戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと と	甲14
甲H 15	第1回口頭弁論調書 (平成29年(ワ)第1281号)	平成30年 1月31日	裁判所書記官 水戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと と	甲15
甲D 230	原子力発電所の火山影響評価ガイドの制定について	平成25年 6月	原子力規制委員会	設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価できない場合には、原子力発電所の立地は不適とすべきこと	甲16 <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000069143.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000069143.pdf</a>
甲D	岩波書店「科学」Vol.85	2015年	岩波書店	綿密な機器観測網の下で大	甲17

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	修正前 号証等
234	No.6 574-580 頁 「火山学者緊急アンケート」	1 月	「科学」編 集部	規模なマグマ上昇があった場合に限って、数日～数十日前に噴火を予知できる場合もあるというのが、火山学の偽らざる現状であること等	
甲D 343	陳述書	平成28年 7月31日	町田洋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火砕流が到達した範囲(特に最前線)については、火砕流堆積物と火山灰層への変化が漸移的であることから、厳密に決めることが相当困難であることを踏まえなければならないこと</li> <li>・現在確認できる分布範囲が平坦地又は谷間にあるのは、尾根や斜面部分は風化・浸食等によって削られてしまい、平坦地又は谷間部分だけが浸食されずに残ったためであること</li> <li>・阿蘇4火砕流堆積物について、秋田県の男鹿半島で10cm以上の軽石塊が見つかっており、北九州や山陰沖の日本海に出て、当時の海流にのって北日本の沿岸に漂着したことが分かっていること</li> <li>・四国西部一帯も火砕流のやや濃度を減らしたガス流である火砕サージに襲われたといえること</li> <li>・噴出中心から半径150kmの範囲内に火砕流が到達したとみるのは、ごく常識的な判断であること</li> </ul>	甲18

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	修正前 号証等
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊方周辺地域に火砕流堆積物が存在しないからといって、火砕流が来なかったという債務者の主張は見当違いであること</li> <li>・火砕流は、ジェットコースターのように斜面を乗り越えながら流動する密度流であり、火砕流にとって、水域は障害にならないこと</li> </ul>	
甲G13	陳述書 (添付図表を追完)	平成29年 9月11日	須藤靖明	<p>須藤ほか(2006)を踏まえた債務者の議論が不合理であること</p> <p>原子力発電所が備えるべき安全性を考えれば、阿蘇4相当の阿蘇5を想定すべきこと等</p>	甲19
甲G18	「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム 提言とりまとめ」について	平成27年 7月31日	原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム	VEI6以上の巨大噴火については、中・長期的な噴火予測の手法は確立していないこと(11頁)	甲20
甲G19	火山第61巻第1号211-223頁 「我が国における火山噴火予知の現状と課題」	平成28年 (2016年)	藤井敏嗣	<p>東京大学名誉教授で気象庁火山噴火予知連絡会会長(当時)の藤井敏嗣氏が、中・長期火山噴火予測について手法が確立していないとしていること、原子力発電所の稼働機関注にカルデラ噴火の影響をこらむる可能性が高いか低いかわりという判定そのものが不可能なはずであり、このような判定を原子力発電所設置のガイ</p>	甲21

号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	修正前 号証等
				ドラインに含むこと自体が問題であろうと述べていること	
甲G20	「科学」Vol. 85, No2 「原子力発電所の『新規制基準』とその適合性審査における火山影響評価の問題点」	平成27年 (2015年) 2月	小山真人	火山ガイドが火山学・火山防災の現状と乖離していること(185頁) Nagaoka(1988)で示された噴火ステージの考え方は、噴火史上のパターン認識にもとづいた仮説であり、実際のマグマだまり内で生じる物理・化学過程にもとづいた立証がなされていないこと(189頁) プリニー式噴火の継続時間はふつう数時間から数十時間なので、風向きが変化しないうちに特定の場所に一気に厚く積もる可能性があること(190頁)	甲22
甲H16 の1	新聞記事 「伊方3号機差し止め」	平成29年 12月14日	中国新聞	原決定についての報道内容	甲23 の1
甲H16 の2	新聞記事 「火山と原発 根幹問う 1万年に1回備えは」	同上	同上	同上	甲23 の2
甲H16 の3	新聞記事(社説) 「伊方原発差し止め決定 リスクの想定 考え直せ」	同上	同上	同上	甲23 の3
甲H17 の1	新聞記事 「伊方3号機差し止め 仮処分初の高裁判断 広島阿蘇噴火危険指摘」	同上	愛媛新聞	同上	甲24 の1
甲H17 の2	新聞記事(社説)	同上	同上	同上	甲24 の2

号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	修正前 号証等
	「伊方3号機差し止め 噴火の危険重視した司法の警告」				
甲H18 の1	新聞記事 「伊方3号機 運転差し止め」	平成29年 12月14 日	西日本新聞	原決定についての報道内容	甲25 の1
甲H18 の2	新聞記事 「九州の原発もリスク」	同上	同上	同上	甲25 の2
甲H18 の3	新聞記事 「規制の不備断じた判決」	同上	同上	鹿児島大学の井村隆介准教授（火山地質学）が、原決定について、火山ガイドに沿うならば立地そのものを不適としたのは極めて当然の判断とコメントしていること	甲25 の3
甲H18 の4	新聞記事 「火山リスク 厳格適用」	同上	同上	立命館大学名誉教授の安斎育郎氏（放射線防護学）が、「火山による危険性の規模が明確に言えない以上、立地は不適で、原発の運転を差し止めるという今回の決定は重大かつ本質的だ」とコメントしていること	甲25 の4
甲H18 の5	新聞記事（社説） 「九州にも警鐘鳴らす判断」	同上	同上	原決定についての報道内容	甲25 の5
甲H19 の1	新聞記事 「阿蘇噴火の危険重視」	同上	大分合同新聞	同上	甲26 の1
甲H19 の2	新聞記事 「論説 伊方原発運転禁止 重い、高裁判断」	同上	同上	同上	甲26 の2
甲H20 の1	新聞記事 「伊方原発 運転差し止め」	同上	朝日新聞	同上	甲27 の1

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	修正前 号証等
甲H20 の2	新聞記事 「火山リスク 厳格認定」	同上	同上	原決定についての報道内 容	甲27 の2
甲H21 の1	新聞記事 「伊方原発 差し止め」	同上	毎日新聞	同上	甲28 の1
甲H21 の2	新聞記事 「火山のリスク重視」	平成29年 12月14 日	毎日新聞	同上	甲28 の2
甲H21 の3	新聞記事（社説） 「伊方原発差し止め命令 噴火リスクへの重い警告」	同上	同上	同上	甲28 の3
甲H21 の4	新聞記事 「ミニ論点 愛媛・伊方原 発差し止め 巽良幸・神戸 大教授／奈良林直・北海道 大特任教授／伴英幸・原子 力資料情報室共同代表の 話」 (記事の部分のみを抜粋)	同上	同上	神戸大学の巽良幸教授（火 山学）が、原決定について、 「現状の火山学の常識を踏ま えた、科学的な知見に基づい た決定だ」とコメントしてい ること	甲28 の4 <a href="https://mainichi.jp/articles/20171214/ddm/041/070/060000">https:// mainic hi.jp/a rticles /201712 14/ddm/ 041/070 /060000 c</a>
甲H22 の1	新聞記事 「伊方3号 高裁が停止命 令」	同上	東京新聞	同上	甲29 の1
甲H22 の2	新聞記事（社説） 「伊方差し止め 火山国の 怖さを説いた」	同上	同上	同上	甲29 の2
甲H23 の1	新聞記事 「伊方原発 運転差し止め 広島高裁 阿蘇噴火リスク 指摘」	同上	日本経済 新聞	原決定についての報道内 容	甲30 の1
甲H23 の2	新聞記事（社説） 「原発の火山対策への警鐘 だ」	同上	同上	同上	甲30 の2

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	修正前 号証等
甲H24	新聞記事（社説） 「草津白根山噴火 『想定 外の想定』こそ防災の要 諦」	平成30年 1月25日	愛媛新聞	愛媛新聞が、草津白根山 でノーマークの火口から噴 火がおき自衛隊員が命を落 とした事故を受けて、「火山 列島日本で、原発との共存 はやはり困難」「自然の脅威 を謙虚に受け止め、危険を 正しく理解し、正しく恐れ る。それが防災の要諦との 意識を再確認したい」等と 記載した社説を掲載したこ と	甲31
甲H25	新聞記事 「伊方原発差し止め決定の 意義」	平成30年 1月28日	京都民報	元京都府立高校教諭の古儀 君男氏が、原決定の差し止め を「当然の結果」とコメント していること	甲32
甲H26	新聞記事 「（いまさら聞けない+） 火山と原発 火砕流の可能 性なら『不適』」	平成30年 2月3日	朝日新聞	火山と原発についての報道 内容	甲33
甲E78	判決書 （抜粋） 表紙、目次、細目次、 61～74頁	平成30年 3月15日	京都地方裁 判所第7民 事部	原発には極めて高い安全性 が求められること	甲34  (なお、 先行事 件甲E 78は 抜粋で はなく 全文)
甲D 345	シミュレーションTITAN 2Dの使い方(ver1)	不明	特定非営 利活動法 人 環境 防災総合 政策研究 機構	TITAN2Dは、火口位置に仮 想的な円柱(=パイル)を置 き、このパイルを崩して火砕 流等を発生させるモデルで あること  パイルとは、想定した火口	甲35  <a href="http://www.npo-cemi.com/works/TITAN2D_manu">http://ww w.npo- cemi.com/ works/TIT AN2D_manu</a>

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	修正前 号証等
				位置に置く仮想的な円柱を指すものであること	a1.pdf
甲D 397	火山防災マップ作成指針別冊資料 (抜粋) 表紙、目次、 81～88頁	2013年 (平成25 年) 3月	内閣府(防災担当) 消防庁 国土交通省水管理・ 国土保全局砂防部 気象庁	阿蘇4火砕流は大型火砕流であり、これについては、噴出源から100km以上の広範囲に到達し、全方向に流下し、数百m程度の起伏の山地は越えてしまうこと、そのため、どのような方向へ流下していくかは決めにくいこと、地形とはあまり関係なく遠方まで到達すること。 TITAN2D は火砕流、泥流、岩屑なだれ等を多数の粒子の集合体からなる連続体とみなし、その流動に関して重量を駆動力とする運動方程式を解くことによるシミュレーションであること。	甲36 <a href="http://www.bousai.go.jp/kazashiryu/pdf/20130404_mapshin_appendix.pdf">http://www.bousai.go.jp/kazashiryu/pdf/20130404_mapshin_appendix.pdf</a>
甲D 398の 1	Application of "shallow-water" numerical models for hazard assessment of volcanic flows: the case of titan2d and Turrialba volcano(Costa Rica)	2015年 (平成27 年)	S.J.Charbonnier, J.L.Palma, S.Ogburn	TITAN2D は、密度の大きい火山性粒子流のようなケースのシミュレーションを行うのに限られるべきであって、密度の小さい火砕物密度流のシミュレーションに用いられるべきではないこと等。 トゥリアルバ火山のシミュレーションにおける数値。	甲37 の1
甲D 398の 2	上記の重要部分を抄訳したもの	2016年 (平成28 年) 8月1 0日	債権者ら 代理人	同上	甲37 の2
甲H27	原子力発電所の火山影響評	平成29年	原子力規	平成29年11月29日	甲38

号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	修正前 号証等
	価ガイドの制定について	1 1 月 2 9 日 改正	制委員会	付けで、新たに気中降下火砕物濃度の推定手法が火山ガイドに加えられたこと	<a href="http://www.nsr.go.jp/data/000213308.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000213308.pdf</a>
乙 3 4 4	資料 1 - 2 - 2 「機能維持評価用参考濃度」への対応について	平成 2 9 年 6 月 2 2 日	電 気 事 業 連 合 会	電気事業連合会は、平成 2 9 年 6 月 2 2 日の時点で、降下火砕物につき、設計層厚 1 5 c m を前提に参考濃度約 3 . 1 g / c m <sup>3</sup> と評価していたこと	甲 3 9 <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000193536.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000193536.pdf</a>

以上